



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日本カーバイド工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 平田 泰稔
(コード番号 4064 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 栗原 清隆
(TEL. 03-5462-8215)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 116 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員 の 範 囲 が 変 更 さ れ ま し た 。 こ れ に 伴 い 、 業 務 執 行 を 行 わ な い 取 締 役 及 び 社 外 監 査 役 で な い 監 査 役 に つ い て も 、 そ の 期 待 さ れ る 役 割 を 十 分 に 発 揮 でき る よ う に す る た め 、 現 行 定 款 第 28 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 37 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を変更するものであります。なお、第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以 上

(下線は、変更部分を示すものであります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 37 条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 28 条 (取締役との責任限定契約)</p> <p>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 37 条 (監査役との責任限定契約)</p> <p>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>